

別表4 第1号様式 (第6条関係)

神奈川県EV導入費補助金交付申請書

書類の作成日を記入

令和4年5月2日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

〒 231-8588

リースの場合、リース事業者が申請者です

住所  
〔法人等の場合は所在地〕

横浜市中区〇〇1-2-3

フリガナ  
氏名

カナガワ ケン  
神奈川 健

フリガナも必ず記入

〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

(個人にあつては下記の生年月日・性別を記載)

生年月日

T・S・H 8年9月26日生

申請者が個人の場合は記入

性別

男 ・ 女

外部給電器及びV2H充給電設備を経由して給電できる機能を有している電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)を導入するため、神奈川県EV導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、6の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表(別表4 第1号様式別紙2)に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助事業で導入する車両の利用等に関するアンケート調査が実施される場合は、協力するとともに、地域で災害等が発生した場合は、避難所等において、補助事業で取得するEV・PHVによる給電活動に可能な範囲で努めることとします。

1 補助金交付申請額

神奈川県EV導入費補助金事業計画書(別表4 第1号様式別紙1)の3に記載の額

2 補助事業に関するEV・PHVの導入方法(該当する口に「✓」を記載)

未使用品の購入	未使用品のリース	未使用品の割賦販売
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当する項目にチェック(所有権留保条項付売買契約のローンの場合(車検証に記載される所有者欄が申請者ではなく自動車販売業者やローン会社等となっている場合)、割賦販売にチェック)

3 補助事業の着手予定日と完了予定日

次の(1)から(3)までの事項のうち、最も早い日を着手予定日に記載してください。

また、(1)から(4)までの事項のうち、最も遅い日を完了予定日に記載してください。

- (1) 車両登録日
- (2) 車両引渡日(納車日)
- (3) 代金支払が完了する日又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保される契約手続が完了する日
- (4) 下取車がある場合は、下取車の入庫日

着手予定日	完了予定日
令和4年6月6日	令和4年6月30日

県に申請する日から1か月以上先の日を指定

#### 4 申請者の連絡先

TEL : 045-210-1111	
電子メールアドレス : ○○○○@xxxx. xx. jp	
部署名・役職名※	担当者名※

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

※ 電子メールアドレスは、補助事業実施後に行うアンケートの受信を電子メールで可とする場合に記載してください。

#### 5 自動車販売店の連絡先※

※ 交付申請に関する技術的事項について、確認することがあります。

事業者名 : ○○自動車販売△△店	
TEL : 045-123-4567	電子メールアドレス : ○○○○@xxxx. co. jp
部署名・役職名	担当者名

#### 6 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。